

第4回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開催日時		令和5年8月8日 火曜日 9時30分～12時35分			
開催場所		金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	栗田 真人	木村 弘	高見 俊也	
	労働者代表委員	徳本 喜彰	南 芳雄	村上 和幸	
	使用者代表委員	尾崎 良一	敷波 利子	橋本 政人	
	欠席委員				
	事務局	長嶋労働局長	岡村労働基準部長		
南出賃金室長		石間賃金指導官	春名賃金調査員	西宮労災・労働保険調査員	
議題	<p>1 開会</p> <p>2 議題 石川県最低賃金の改正金額について</p> <p>3 閉会</p>				
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 				

令和5年度 第4回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和5年8月8日（火）

9時30分～12時35分

金沢駅西合同庁舎 別館 2階共用第2会議室

【高見部会長】 定刻となりましたので、第4回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。
専門部会の成立状況につきまして報告をお願いいたします。

【事務局】指導官 本日は、全委員に御出席いただいております。現在、委員9名中9名の御出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数、委員の3分の2以上または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

なお、本日の専門部会は公開となっており、傍聴希望者は5名です。

【高見部会長】 それでは、議事に入ります前に、本日の議事録確認者を指名いたします。
公益委員側は私、高見が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員、お願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、前回の専門部会での労使双方の御発言の内容を確認したいと思います。労働者側の皆さんからは、連合の春闘賃上げ妥結状況における有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額の全国加重平均の引上げ率、約5%であります。それを基にして45円の引上げを求めるといふ御趣旨の御発言であったかと思っております。

使用者側の皆さんからは、昨年10月、現行の最低賃金が発効した月から今年6月にかけての消費者物価上昇率の全国平均、約4.3%であります。これを考慮して39円の引上げといふ御発言であったかと思っております。

いずれも労使双方の皆さんからも引き続き歩み寄りが必要といふ御趣旨の発言もいただいております。公益といたしましては、皆様の御意見を十分承った上で、全会一致を目指して審議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今の私からの説明について、何か足りない点とかありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日は一応最終の専門部会となっております。ぜひ全会一致で皆さん

の御意見を集約できるよう、さらに調整を図りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局から何かありますか。

【事務局】指導官 特にございませぬ。

【高見部会長】 それでは、本日も前回に続きまして、具体的な金額につきまして労使双方から個別に御意見を伺いたいと考えております。個別の折衝に入る前に、現時点で補足すべき御意見あるいは新たに主張される点などを伺いたいと思います。

まず労働者側の皆さん、いかがでしょうか。

【南委員】 先ほど言われたとおりですけど、物価が高騰ということで、先ほどもありましたように、連合石川としても加重平均で 9,384 円、率で 3.44 ということで、こちらの金額については 1993 年に次ぐ金額ということで、このような結果になりました。

当然、最低賃金で働く方にも、こちらの波及も含めて、最低賃金の引上げというのは大変必要だと思っています。この最低賃金については、セーフティーネットの役割を果たすことのできる水準でなければいけないと思っていますので、地域間格差、隣県との関係、また雇用形態間の格差是正の視点でも引上げが必要と考えています。真摯に議論を行いながら、全会一致に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【高見部会長】 ありがとうございます。

その他、御意見。

徳本委員。

【徳本委員】 補足程度ですけど、これまでの審議は大変真摯に対応いただきまして、ありがとうございます。今日もよろしくお願いいたします。たまたまですが、今回、石川県の日程につきましては他の県より一つ遅れている感じになっておりますので、現状の結果がたくさん見えております。今、南委員からもありましたとおり、格差是正につきましては、この結果を少し参考にさせていただきながら、ぜひまたしっかりと、できれば部会長のおっしゃるとおり全会一致を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【高見部会長】 承りました。

では、村上委員。

【村上委員】 この間、長時間議論させていただきましてありがとうございます。補足になりますが、やはり物価高の中で、今回の最賃の議論というのは日本中注目されていると思っています。随分石川でもやはり期待が大きいということでもありますので、生活していく上で最低限の保障、あと、やっぱり石川の発展ということを考えれば、働く人たちのそれなりの処遇といったものが必要だと思っておりますので、引き続き真摯な議論をお願いしたいと思っております。

【高見部会長】 承りました。
それでは、使用者側の皆さん、いかがでしょうか。
橋本委員、どうぞ。

【橋本委員】 北陸3県、そして全国の状況も相当数出てきましたので、こうしたことを参考にさせてもらうというのと、石川県というのは、加賀、能登というどうしても埋められない経済格差というのがございますので、そういったところも十分、どう支援していくかといいますかね。そういったことも含めてこの最低賃金のありようを決めていきたい、議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【高見部会長】 承りました。
その他の使用者側の皆さん。
尾崎委員。

【尾崎委員】 前回の時も個別の公益との対話の中でもお話ししておりましたけれども、大きな目安が出ていました。これに対して、今、やはり中小企業・小規模事業者は、特に小規模事業者ですけれども、コロナで大変経営が傷んでいるということと、それから、今この大幅な値上げに対して、その値上げの原資をどこで確保するかということも、大変厳しいものがあるのではないかと考えています。それから、地域的に能登の地震もありました。それから津幡の豪雨災害もありました。そういう方々は今、非常に必死になって復旧を目指している中で、最低賃金がどれだけ大きなものになるのか。そこも大変厳しい状況だと思っています。それから、もともと我々小規模事業者では、日常的に人手不足あるいは生産性の向上とか販路開拓、あるいはエネルギーの値上げによりまして非常に経営を圧迫しているという実態もございます。

そういう経営課題に直面している状況に鑑み、ぜひこういう小規模事業者の状況についても御理解をいただきながら、もともとこれは全会一致を目指すというのは、労使ともにこれまでの方向でやっておりますので、お互いに譲り合うところは譲り合いながら、ぜひこういう私どもの小規模事業者の内容も御理解いただきながら、改正額を決定していただきたいと思いますと思っていますので、よろしく願いいたします。

【高見部会長】 承りました。
それでは、敷波委員、お願いします。

【敷波委員】 今ほども尾崎委員からありましたように、私も中小・小という立場から見まして、少しでもやっぱり皆さんと合わせていきたいなと。会社の経営云々、それもそうなんですけれども、やっぱり人手不足に関わってくると他のものも動かないということも出てくるので、できるだけ経営だけじゃなくて、働いてくださる人のことを重視してやってみたいなという気持ちでおります。よろしくお願いします。

【高見部会長】 ありがとうございました。
皆様、今後も真摯に議論していただけると、全会一致を目指されるという方向性確認できたかと思えます。
引き続き個別に伺いながら、公益として詰めさせていただきたいと思えます。
それでは、部会を一旦休憩いたしまして、労使双方それぞれ個別に御意見を伺いたいと思えます。事務局から控室について御案内をお願いいたします。

【事務局】指導官 労働者側の控室は同じフロアの第4会議室を、使用者の控室は第3会議室を御用意しております。
また、傍聴者及び報道関係者の方には、この建物の2階と3階にあります打合せ室を休憩場所として御用意しておりますので、御移動をお願いいたします。

【高見部会長】 それでは、御足労ですが、一旦控室へお願いいたします。

(公労・公使折衝)

【高見部会長】 それでは、部会を再開いたします。
これまで個別にお話を伺いながら、それぞれ双方で熱心に議論を重ねていただいたと認識してございます。

そこで、今後の進め方についても含めまして御意見を伺いたいと思うんですけど、まず使用者側の皆さん、御意見いかがでしょうか。

【橋本委員】 使用者側として非常に議論をさせていただきました。なぜ議論が深まったかといいますと、これは1つは過去最高の金額であるということで、その金額だけを捉えればいいというのではなくて、隣県との今ある差をどうしていくかということが1つ。そして最大の焦点は、中小・小規模事業者への配慮を強く求める委員との隔たりが非常に大きくて、使用者側として今まで一枚岩となってきたそのお答えが、意見の一致を見ることが非常に難しい状況となったというのが現状でございます。

それで、最終的な結論として、公益委員というのは大所高所に立った、また知見も相当ある方ばかりでございますので、今回については、この最低賃金の引上げ額について公益の見解にお任せをすると、一任させてもらうということで結論に至りましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【高見部会長】 ありがとうございます。公益にお任せいただけるということであります。
労働者側の皆さんはいかがでしょう。

【南委員】 労働者側としましても真摯な議論をしていただいた結果ということでありまして、使用者側が言いますように、公益に一任ということでこちらとしてもお願ひしたいと思ひます。

【高見部会長】 ただいま御発言いただきました労使双方の御意見を重く受け止めまして、公益といたしましても十分議論いたしまして、見解を出させていたいただきたいと思ひてございます。

そこで、ちょっと公益の間で協議するために、一旦ちょっとここでまた部会を休憩させていただきます。その間、公益で協議したいと存じますので、しばらくお待ちいただきますようお願ひ申し上げます。

(休 憩)

【高見部会長】

それでは、部会を再開いたします。

ただいま公益で協議いたしました。昨今の物価の情勢、とりわけ昨年最低賃金が改定されてからずっと物価が上昇していると。今後も物価の上昇が見込まれるということを考えますと、最低賃金の引上げの必要性は高いと公益として認識しております。

それに加えて、今回は隣県との格差についても意識せざるを得ない状況であると考えてございます。

最低賃金の目安のランクの変更によりまして、石川県が富山県と同じBランクに今年から変更されました。したがって、同じランクでありながら現状で17円の差があると。富山の方が17円高いということについては、このまま放っておくことはできないんじゃないかと認識しております。

それに加えて、隣の福井県も今回、目安額を3円上回る額で決着したということもあります。それから新潟も目安を1円上回って、格差を縮めようという姿勢が非常に色濃く出ているということも公益として重く受け止めた次第です。

そこで、この格差をこれ以上広げることは適当じゃないと考えまして、目安を上回る引上げが今回は必要だという結論に至りました。

そうした事情を総合的に勘案いたしまして、今回はBランクの目安40円に2円上積みしまして、引上げ額42円と。改正金額にしますと933円が適当だと考えたところであります。そういう結論に達したところであります。

公益の委員の皆さんからも、まずちょっと意見を述べていただきたいと考えてございます。

【栗田委員】

栗田から発言をさせていただきます。

引上げ額につきましては、高見部会長から提案いただいたとおりでございます。私もこれで同意をしたいと思っております。

加えて、特に使用者委員の皆様との議論の中で大きく問題になりました、中小・小規模事業者のいまだ厳しいという経営状況に対して配慮するという観点も非常に重要だと思っております。

そのことにつきましては、ここ数年来、引上げ額が高い方向できております中で、当審議会も答申書の中で配慮を求めるということを政府にも訴えてきておりますので、本年度につきましてもそういった一文を答申書の中に加えさせていただきます。

て、政府に対して実効性ある施策を強く求めていくという態度も加えた形での提案をさせていただきたいと思います。

具体的な中身につきましては、後ほど事務局より報告書という形でまとめたものを御覧いただきますので、それについてまた御意見をいただければと思っております。

【高見部会長】 続きます、木村委員からお願いします。

【木村委員】 木村です。

今回、引上げ額の目安が過去最大ということで、それをプラスアルファということは非常に重たいことだということは公益委員も実感しております。

ただ、この賃上げということによって、いわゆる国民といいますか県民といいますかに利益を分配することによって、それがさらに企業の売上げに貢献してという経済の好循環を目指すに当たって、当然それに先立っては、適切な価格転嫁ができる制度もそうですし、世論的な理解というものが必要だと思うんですが、経済の好循環に乗せていく入り口の段階として、もちろん引上げ目安額の段階で既に十分重いですけれども、それプラスアルファというのが隣県との人材確保の点から考えましても適切ではないかということで、このような公益案を作るに至っております。

【高見部会長】 ただいま栗田委員、木村委員からお話があったとおり、経済の好循環、労使双方とも石川県の経済の発展、県民の幸せを願って議論していただいたと思いますので、そのため、それを目指して公益として、先ほども申しましたが、引上げ額 42 円、改正金額 933 円で提示させていただきたいと思います。

この金額でよろしいでしょうか。

【各側委員】 はい。

【高見部会長】 それでは、改正後の最低賃金額 933 円を当専門部会の結論といたします。

本審、石川地方最低賃金審議会に提出します部会報告書を準備いたしますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。

(休 憩)

【高見部会長】 大変お待たせいたしました。報告書案が皆様のお手元に渡っているかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、事務局より報告書案の読み上げをお願いいたします。

【事務局】指導官 それでは、石川県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）を読み上げさせていただきます。

令和5年8月8日

石川地方最低賃金審議会、会長高見俊也殿

石川地方最低賃金審議会、石川県最低賃金専門部会、部会長高見俊也

石川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月11日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月8日発効の石川県最低賃金（時間額891円）は、令和3年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の改正審議では、消費者物価の上昇が続いていることや、隣県の最低賃金額との格差是正を重視し、結論に至った。

ただし、原材料費やエネルギー価格の上昇を販売価格に十分に転嫁できない中小企業・小規模事業者にとって改正の影響は大きいとの使用者側委員の主張も理解できるところである。審議の過程では労使ともに、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げできる環境の整備が必要であると指摘した。公益委員も同様の認識である。

政府におかれては、別紙3に示したように、中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力の向上を力強く支援されるよう強く要望する。とりわけ価格転嫁は喫緊の課題であり、行政機関が民間企業に業務を発注する際を含めて、適切な価格転嫁が進むよう対策の徹底を求める。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記のところに委員名が記載されておりますので、御確認ください。

1枚めぐりまして、別紙1でございます。

石川県最低賃金

1 適用する地域、石川県の区域

2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間 933 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日、法定どおり

以下、別紙 2、石川県最低賃金と生活保護との比較について、最終ページ、別紙 3、改正審議の経過と要望につきましては配付のとおりでございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

【高見部会長】 この部会報告書案でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【高見部会長】 異議なしと認めます。それでは、この部会報告書を本審会長宛てに提出することといたします。

なお、7 月 11 日に開催されました第 448 回石川地方最低賃金審議会におきまして、全会一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって本審議会の決議とするということが議決されておりますので、この専門部会の決議をもって答申といたします。

事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し、配付してください。

(答申文配付)

【高見部会長】 答申文につきましては、ただいま写しをお配りしたとおりであります。別紙に記載の答申内容は本審会長への報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【高見部会長】 異議なしと認めます。読み上げを省略させていただきます。
答申後の手続等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】指導官　この答申につきましては、最低賃金法第 11 条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として本日公示いたします。公示日の翌日から起算して 15 日間公示を必要としますので、8 月 23 日まで公示することとなります。

この間に異議申出があった場合は、次回の最低賃金審議会において改めて御審議いただくこととなります。

次回の最低賃金審議会では特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について御審議いただく予定であり、異議申出の有無にかかわらず開催となりますので、よろしく願いいたします。

したがいまして、次回の第 450 回石川地方最低賃金審議会は 8 月 29 日火曜日、午後 1 時 30 分からの開催となります。会場は本日と同じ共用第 2 会議室です。

なお、8 月 22 日火曜日、9 時 30 分から共用第 2 会議室におきまして運営小委員会を開催いたしますので、運営小委員会委員の方にはよろしく願いいたします。

【高見部会長】　以上の説明につきまして、御質問等はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今年の審議も大変長時間にわたり熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございます。

皆様いろいろ事情を抱えていらっしゃるということはよく分かりました。今後も今回の審議の話をいろいろ考えまして、今後の特定最低賃金の審議にも生かしていきたいと考えてございます。

本当に歩み寄っていただきまして、公益一同深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

では、本日の専門部会を終了いたします。